

保育料改定検討報告

平成16年11月

保育料見直しプロジェクトチーム

目 次

1	はじめに	1
2	社会の状況	2
3	国の動向	3
4	東京都の動向	4
5	豊島区の現状	8
6	保育所運営経費と保育料のしくみ	10
7	政令指定都市及び都内各市区の状況	13
8	超過負担の状況	16
9	改定の基本的考え方	18
10	具体的検討	20
	(1) 改定率	20
	(2) 改定の考え方	21
	(3) 世帯の階層区分	24
	(4) 年齢区分(0歳児区分の創設)	25
	(5) 多子減額制度	26
	(6) C階層の利用者の収入に占める保育料の負担割合	28
	(7) 付加基準(固定資産税課税世帯に関する階層区分の変更)	29
	(8) 保育料無料世帯からの昼食、おやつ、ミルク代相当分の徴収	30
	(9) 延長保育料	31
11	収納対策	32
12	結論	35
13	今後の課題	43

1 はじめに

保育所は保育に欠ける就学前の子どもを保育する施設であり、市区町村が設置主体となっています。平成9年の児童福祉法の改正により、保育所の入所方式が、「措置」から、保護者が保育所を選択し保護者の委託を受けて入所する「保育の実施」に改められました。

豊島区における公立及び私立の認可保育所の保育料は、平成14年4月に、定率減税による減収分を補うために徴収金額表の階層区分の定義に係る課税額の改正が行われたのを除き、9年10月の改正以来7年間据え置きにされたままです。

これまで保育料は、特別区厚生部長会の報告に基づき行われた前回の改定のように、23区ほぼ横並びとなっていました。しかしながら、既に、徴収金額表の最高階層の所得税額に差が生じていること、また、品川区においては平成16年10月から改定が行われたことなどにより、保育料は決して各区一律とは言えない状況となっています。

長引く不況、デフレ経済の進行という社会経済情勢ですが、豊島区においては、平成17年度から21年度までの5年間で370億円、17年度だけでも67億円という巨額の財源不足が見込まれる非常事態となっています。また、16年度から公立保育所に対する国庫補助負担金の一般財源化が図られるなど、区の負担がますます重くなる傾向にあります。

こうした事情に鑑み、保育料の改定に向け各区の対応が図られつつある中、公立保育園の民営化や職員配置基準の見直しなど行政内部における経費削減に努める一方、保護者に適正な受益者負担を求める必要があると判断し、豊島区独自で改定を行うこととしました。

平成16年11月

保育料見直しプロジェクトチーム

2 社会の状況

(1) 経済情勢

日本経済はバブル崩壊後長期に低迷していたが、大企業を中心とした生産拠点の海外への移転やリストラにより、また、設備投資と輸出に支えられ、景気は徐々に回復しており、やや明るい兆しが見え始めています。しかしながら、中小零細企業には未だ景気回復の兆候が見えず、今後の経済動向は不透明感を漂わせている状況です。

こうした中、国は引き続き、経済の活性化、国民の「安心」の確保、将来世代に責任が持てる財政の確立を図るため、平成 16 年度予算において、税制や社会保障制度の改革、三位一体の改革などで財政の構造改革を断行しようとしています。

(2) 少子化の進行

このまま少子化が進めば、社会保障制度を始めとする社会システムが成立しなくなるという危機感が募っており、子育てをすることの喜びを感じられるような支援や環境づくりが求められています。

出生数、出生率

出生統計に見る平成 14 年の出生数及び出生率は、全国で 115 万人、9.1%、東京都においては 10 万人、8.4%、特別区は 6 万 6 千人、8.2%で、特別区の出生率は国、東京都よりも低くなっています。

16 年 3 月 31 日現在の全国の人口動態によれば、人口の増加数・率とも昭和 43 年の調査開始以来最低の伸びになるとともに、出生者数も最少となっています。

合計特殊出生率

平成元年の「1.57 ショック」で話題となった、一人の女性が一生のうちに産む子どもの数を示す合計特殊出生率は年々下がり続け、平成 15 年において全国で過去最低の 1.29 を記録し、東京都においては 0.9987 と統計開始以来初めて 1.0 を割るなど、少子化は一層進行しています。ちなみに、豊島区においては 0.83 と特別区の中では 7 番目に低くなっています。

平成 14 年度 「日本の将来推計人口」

これまで少子化の主な原因とされた晩婚化に加え、結婚した夫婦が産む子どもの数そのものが減少しているとし、新たに夫婦の出生力そのものの低下という現象が指摘され、今後、少子化が一層進行する見通しが明らかにされました。

(3) 保育ニーズの変化

保護者の就労形態の多様化・長時間化は、大都市東京を支える特別区において特に顕著になってきており、保育ニーズの複雑化、高度化、個別化が一層進行しています。

一方、在宅で子育てを行う世帯では、育児の孤立化やストレスの増大など子育てに関する負担や不安感が高まっており、子育て家庭を総合的に支援していくことが求められています。

(4) 都心回帰

不良債権の処理による土地利用の転換が積極的に進められ、企業の事務所・工場跡地が低価格で提供されたことから、臨海部を中心に割安感のある分譲マンションが供給され、子育て支援に関する情報の流通もあいまって、子育て世帯の「子育てしやすい自治体」である特別区への転居が増加する傾向にあります。

3 国の動向

これまで、少子化対策として平成6年の「エンゼルプラン」、11年の「少子化対策推進基本方針」及び「新エンゼルプラン」などにより、保育サービスの充実を図り、働く女性の子育てと仕事の両立支援を進めてきました。

14年9月の「少子化対策プラスワン」においては、「働く女性の子育て支援」から「全ての子育て家庭への支援」へと方針転換を図り、子育てを社会全体で支援する体制をつくることを明記しました。また、この報告では、子育てという選択が不利にならないよう、企業・地域・行政がこぞって子育て家庭を支援していく「育児の社会化」というキーワードを初めて打ち出しています。

(1) 三位一体改革及び負担金の廃止

国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税制度の見直し、国から地方への税源移譲を柱とし、国と地方の税財政を見直す三位一体改革の平成16年度における対応として、公立保育所は地方自治体が自らの責任で設置しているという理由に基づき運営費負担金の一般財源化が図られました（私立保育所については負担制度が継続します。）。具体的には、児童福祉法の改正により、国庫負担金及び地方負担金を廃止し、新設の所得譲与税による財源移譲と地方交付税措置により代替しようとするものです。

しかしながら、所得譲与税による税源移譲額が限られている上、特別区については富裕団体として地方交付税が不交付となっていることから、不足分を独自の財源で補わなければならない厳しい環境となっています。

(2) 次世代育成支援対策

少子化の進展に歯止めをかけるため、施策の総合的推進を内容とする法律の制定・改正が行われています。

平成 15 年 7 月公布「少子化社会対策基本法」

8 つの基本的施策のうち、保育サービスの充実、地域社会における子育て支援体制の整備が掲げられています。

平成 15 年 7 月公布「次世代育成支援対策推進法」

次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を進めるため、すべての市町村及び都道府県に地域の子育て機能の再生等のための具体的な取り組み方策を掲げた行動計画（平成 17 年度から 10 年間）の策定を義務付けています。計画には「地域における子育て支援」及び「職業生活と家庭生活との両立の推進」を盛り込むこととされています。

また、事業主にも、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための行動計画を策定・実施することを求めています。

平成 15 年 7 月公布「児童福祉法の一部を改正する法律」

平成 16 年 4 月 1 日現在で認可保育園の待機児童数が 50 人以上となった市区町村については、待機児童数を踏まえた保育サービスの供給が確保された内容を有する保育計画を作成しなければならないこととされました。

4 東京都の動向

(1) 福祉改革の推進と財政再建

平成 12 年 12 月 「東京都福祉改革推進プラン」

社会経済の成熟化に伴い、行き詰まりを見せている既存の福祉のしくみを根本から改め、利用者本位を徹底する新しいシステムの構築を目指したものです。「選択、競い合い、地域」という 3 つのキーワードのもとに、東京都独自の認証保育所をはじめとする戦略プロジェクトへの取り組みを開始する計画となっています。

平成 15 年 10 月 「第二次財政再建推進プラン」

福祉改革の取り組みが進む中、都財政は 5 年連続で赤字決算を記録し、将来にわたっても巨額の財源不足が見込まれるなど、依然として厳しい状況にあります。

この計画は都政の構造改革を推進するもので、「時代変化に即して都の施策の範囲及び水準を見直す」との視点を掲げ、福祉の分野においても、「今までの直接的福祉サービスの提供者という立場から、福祉サービスのインフラ整備、利用者保護のしくみづくり、多様な供給主体の参入促進といった新しい福祉システムを適正に維持・向上させていく役割にシフトしていく必要がある」としています。

(2) 平成 16 年度保育関係予算

「第二次財政再建推進プラン」の初年度にあたる平成 16 年度は、対前年度比 0.4% 減の緊縮予算が編成され、私立保育園など民間の社会福祉施設に対するサービス推進費補助について、都としての望ましいサービス水準を確保するとともに、施設のサービス向上への努力に対して加算等を反映させる方式への見直しが図られています。

また、公立保育所の運営費に関しては、国庫補助負担金の一般財源化に合わせ、都の負担金も都区財政調整制度における基準財政需要額に算入する取り扱いとされ、認可保育所の事業主体である区が負うべき負担が一段と重くなっています。

(3) 平成 16 年 5 月 東京都児童福祉審議会意見具申

「都市型保育サービスへの転換と福祉改革」

選択・競い合いによる利用者本位のサービス推進に向けて－
最終報告では以下のような意見が述べられています。

「第 4 子育て支援施策の充実に向けた財源配分のあり方

都内の認可保育所には多額の公的費用が投入されているにもかかわらず、ほとんどの区市町村で国の保育料徴収基準による額よりも低い保育料が設定されている。

一方で、多くの子どもが在宅で育てられているにもかかわらず、在宅で子育てをしている家庭に対しては、子育て相談などを除き、子育て支援に関するサービスがほとんどないのが現状である。また、認可外保育施設を利用せざるを得ない人の保育料の負担が大きくなっている。

社会的に子育てを支援していくという前提に立ち、限られた財源を保育にかかる経費に適正に配分するにあたっては、子育て家庭間の受益と負担の公平性を考慮する必要がある。

経済的な理由による保育所の利用等の福祉サービスとしての保育所の機能は確保しつつ、保育料の応益負担という考え方のもとに、受益と負担のバランスを考慮した、利用者の負担のあり方を検討する必要がある。」

(4) 認証保育所

福祉改革の取り組みとともに平成 13 年度から東京都独自の基準のもとに制度化が図られた認証保育所は、当初の計画を大幅に上回って急速に整備が進められ、多様な保育ニーズに対応しています。16 年 7 月現在で、特別区の区域内においては A 型（駅前基本型）が 111 か所、B 型（小規模・家庭的保育所）が 40 か所と、設置数が 150 を超える状況となっています。このうち、設置基準に基づき区が利用契約を締結し東京都の補助対象ともなっている保育室からの移行によるものは、15 年度末で 44 か所となっています。認可保育所と認証保育所との間では、利用者の保育料負担にかなりの差が生じているのが現状です。

特別区における認証保育所の設置状況(平成16年7月1日現在)

区 分	A 型	B 型	計
千代田	1		1
中央区	1		1
港区	7	1	8
新宿区	3		3
文京区	2	1	3
台東区	2		2
墨田区	5	1	6
江東区	8	4	12
品川区	3	4	7
目黒区	6	1	7
大田区	11		11
世田谷区	12	2	14
渋谷区			
中野区	3	3	6
杉並区	2	3	5
豊島区	2		2
北区	2		2
荒川区	2	5	7
板橋区	9	2	11
練馬区	7		7
足立区	7	8	15
葛飾区	4	1	5
江戸川区	12	4	16
計	111	40	151

豊島区における保育料の比較

週6日保育、第1子を前提。認可保育園については最高額。

1 0歳児

(単位:円)

区 分	認可	認 証			保 育 室			ベビーホテル		
		キッズ ・プラザ	アップル ナースリー		あゆみ	つくしんぼ	子どもの家	ちゃいるど	たんぼぼ	トム
保育料(月額)	57,500	63,000	58,000		44,000	41,000	41,000	58,000	92,000	60,000
給食費(月額)		10,000			7,500	6,000	7,000	7,500		10,000
その他(月額)					3,500	3,500	3,500			
延長保育料	4,000	5,000	3,000		200/15分	15,000	17,000	15,000		1,200/h
計	61,500	78,000	61,000		55,000	65,500	68,500	80,500	92,000	70,000
入園料		10,000	20,000		40,000	30,000	20,000	11,000	21,000	15,000
年会費		12,000								

2 1・2歳児

(単位:円)

区 分	認可	認 証			保 育 室			ベビーホテル		
		キッズ ・プラザ	アップル ナースリー		あゆみ	つくしんぼ	子どもの家	ちゃいるど	たんぼぼ	トム
保育料(月額)	57,500	55,000	55,000	52,000	44,000	41,000	41,000	58,000	92,000	60,000
給食費(月額)		10,000			7,500	6,000	7,000	7,500		10,000
その他(月額)					3,500	3,500	3,500			
延長保育料	4,000	5,000	3,000	3,000	200/15分	15,000	17,000	15,000		1,200/h
計	61,500	70,000	58,000	55,000	55,000	65,500	68,500	80,500	92,000	70,000
入園料		10,000	20,000		40,000	30,000	20,000	11,000	21,000	15,000
年会費		12,000								

3 3歳児

(単位:円)

区 分	認可	認 証			保 育 室			ベビーホテル		
		キッズ ・プラザ	アップル ナースリー		あゆみ	つくしんぼ	子どもの家	ちゃいるど	たんぼぼ	トム
保育料(月額)	22,600	47,000	49,000		△			53,000	92,000	60,000
給食費(月額)		10,000						7,500		10,000
その他(月額)										
延長保育料	4,000	5,000	3,000					15,000		1,200/h
計	26,600	62,000	52,000					75,500	92,000	70,000
入園料		10,000	20,000					11,000	21,000	15,000
年会費		12,000								

4 4歳以上児

(単位:円)

区 分	認可	認 証			保 育 室			ベビーホテル		
		キッズ ・プラザ	アップル ナースリー		あゆみ	つくしんぼ	子どもの家	ちゃいるど	たんぼぼ	トム
保育料(月額)	18,000	47,000	49,000		△			53,000	92,000	60,000
給食費(月額)		10,000						7,500		10,000
その他(月額)										
延長保育料	4,000	5,000	3,000					15,000		1,200/h
計	22,000	62,000	52,000					75,500	92,000	70,000
入園料		10,000	20,000					11,000	21,000	15,000
年会費		12,000								

5 豊島区の現状

(1) 財政状況

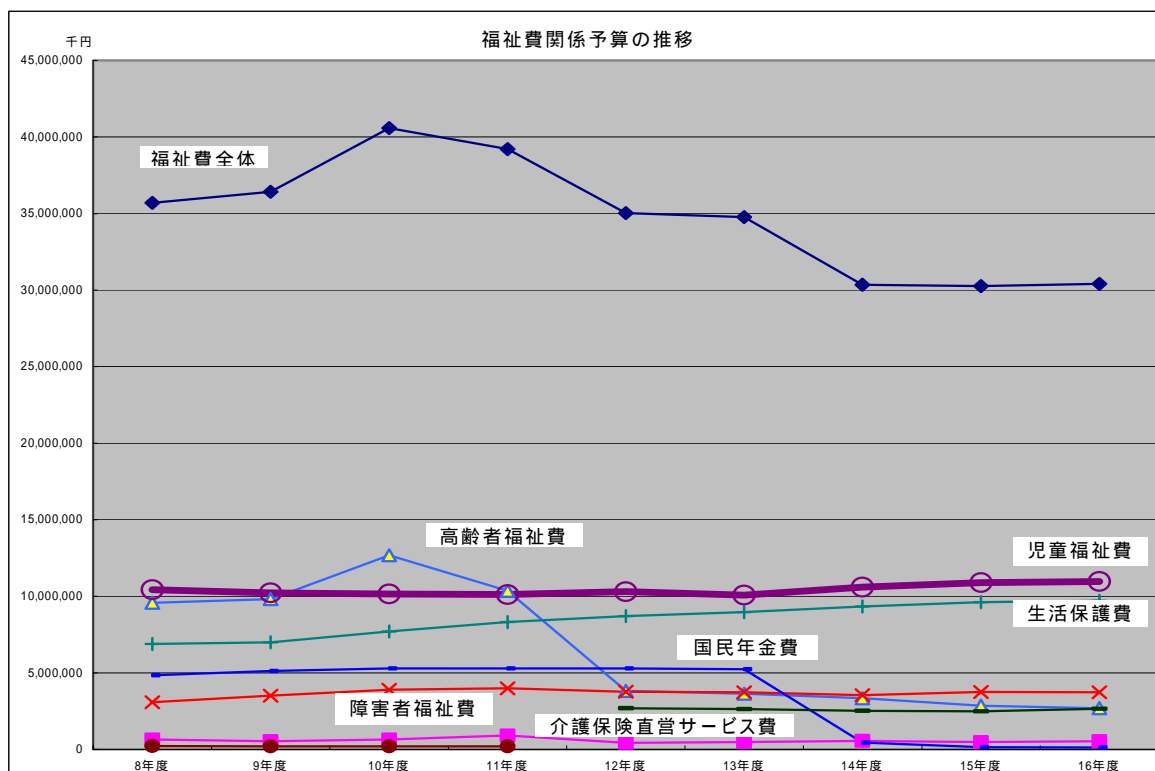
日本経済において景気低迷の状況が長期化する中、豊島区は平成13年度から16年度まで「財政健全化計画」に取り組み一定の成果を上げてきたにもかかわらず、16年度の予算編成においては統合した小学校跡地の売却という財源対策を講じることを余儀なくされたばかりか、17年度は67億円、17年度からの5年間では370億円という巨額の財源不足が見込まれているのが現状です。

区は、構造改革を進め持続可能な安定した財政基盤を築くため、事務事業の再見直しを行い、新たな行財政改革プランを提案したところです。

(2) 子ども施策関係予算

前回保育料改定の検討が行われた平成8年度から16年度までの児童施策を所管する子ども家庭部の予算は、年度によって多少の増減はあるものの、毎年度100億円以上が確保されています。区の財政状況が悪化し福祉関係の予算が削減される中でも、子どもに関する施策については一定の水準を維持してきたと言えます（資料1、2、3参照）。

この間、行財政改革により児童館や保育園をはじめとする職員の削減は約160名にも及ぶ一方で、子育てに関し経済的支援となる手当関係の大宗を占める扶助費は10億円以上も増加しています（資料4、5参照）。



子ども家庭部扶助費予算の推移

(単位:百万円)

区 分	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
児童福祉総務費	701	746	768	828	946	1,006	1,193	1,665	1,882
保 育 所 費	858	813	742	735	730	755	752	755	740
家 庭 福 祉 費	64	67	80	80	82	78	71	73	73
児童福祉施設費	3	3	3	3	4	2	3	3	4
計	1,627	1,629	1,592	1,646	1,761	1,841	2,019	2,496	2,699
増 減		2	37	53	116	80	178	477	203
伸 び 率		0.1%	2.3%	3.3%	7.0%	4.5%	9.7%	23.6%	8.1%
乳幼児医療費助成	292	333	329	348	362	391	490	446	420
児 童 手 当	96	97	99	115	224	244	253	328	485
児 童 育 成 手 当	287	293	304	319	320	338	319	325	369
児 童 扶 養 手 当							111	494	527
ひとり親医療費助成	76	78	91	92	95	90	80	77	76
計	751	801	822	875	1,000	1,064	1,254	1,670	1,877
増 減		50	21	52	125	64	190	416	207
伸 び 率		6.7%	2.6%	6.4%	14.3%	6.4%	17.9%	33.2%	12.4%

助成及び手当については事業総体の予算である。

平成16年度予算

(単位:百万円)

区 分	扶助費	国・都	区負担
乳幼児医療費助成	400	126	274
児 童 手 当	478	414	65
児 童 育 成 手 当	369	0	369
児 童 扶 養 手 当	526	394	131
ひとり親医療費助成	73	48	24
計	1,846	983	863
		53.2%	46.8%

そうした中でも、保育施策については23区トップのレベルを維持するとともに、国や都の方針に基づき、在宅で子育てを行う家庭を支援するため平成13年には区内2か所に子ども家庭支援センターを開設するなど、多様な施策を推進してきました。

(3) 保育所待機児数

平成16年4月1日現在の豊島区における公立、私立を合わせた認可保育所の待機児数は22人と、23区では待機児のいない千代田区に次いで少なくなっています(資料6参照)。

また、15年1月1日現在の0～4歳の年少人口に対する認可保育所の施設数と定員の割合を見ると、豊島区の施設数は約206人に1か所と千代田区に次いで多く、定員は2,213人に1人と23区では最も高い水準にあります(資料7参照)。

(4) 今後の課題

児童手当制度の拡充、三位一体改革の影響による児童手当・児童扶養手当事務費の国負担廃止及び公立保育園に対する国庫補助負担金の一般財源化など、区の負担はますます重くなっています。

一方、病後児保育やショートステイ事業の実施など多様化する保育ニーズへの対応、社会問題化している児童虐待など要保護児童対策の充実、母子家庭等自立支援策の強化、保育所と幼稚園施設の一体化の推進など喫緊に対応が求められる課題が山積しています。

このため、限られた財源の有効活用、民間委託や適正な受益者負担のもとに施策の効率的な展開を図っていくことが不可欠となっています。

6 保育所運営経費と保育料のしくみ

(1) 平成 15 年度決算

次ページの表のとおり、豊島区の認可保育所運営に係る総支出額は約 63 億 7,700 万円で、このうち公費負担は 58 億 3,600 万円、全体の 91.5%にも及んでいます。区の負担は 47 億 2,800 万円で、全体の 74.1%を占めています。

国徴収金基準額どおりの保育料を徴収すれば保護者の負担は 10 億 9,900 万円(17.2%)となりますが、実際には 5 億 4,100 万円(8.5%)と極めて低く抑えられているのが現状です。

平成15年度 公立・私立保育所運営経費決算

(単位:千円)

歳出

運営費・補助費総額	6,377,211	公立	5,681,553
		私立	695,658

歳入

保育措置費(国基準最低保育所運営経費)	2,345,467	公立	1,988,425
	(36.8%)	私立	357,042
保育所運営費加算	4,031,744	公立	3,693,128
	(63.2%)	私立	338,616

	国基準徴収金 1,099,461 17.2%	法定負担分			国庫補助金	都補助金	その他	区負担金	
		国庫負担金 1 / 2	都負担金 1 / 4	区負担金 1 / 4					
公立	958,956	623,004	311,501	311,501	8,392	40,834	124,230	3,858,288	
私立	140,505	514,735	257,367	257,367	4,733	29,652	124,230	3,534,513	
公立	541,213 (8.5%)	558,248 (8.8%)	623,004 (9.8%)	311,501 (4.9%)	311,501 (4.9%)	8,392 (0.1%)	40,834 (0.6%)	124,230 (1.9%)	3,858,288 (60.5%)
私立	477,403	481,553	514,735	257,367	4,733	29,652	124,230	3,534,513	
私立	63,810	76,695	108,269	54,134	54,134	3,659	11,182	0	323,775

保育措置費:国が定める最低基準で保育所を運営するために必要な経費
 保育所運営費加算:国基準を超えて区の政策上の判断により支出する運営経費で、区の独自財源を当てている経費(超過負担分)
 国基準徴収金:国が定めた保育料で保護者から徴収できる金額
 法定負担分:児童福祉法で定められた国基準の最低運営経費のうち、国・都・区が負担する金額。三位一体の改革により、平成16年度から公立保育所については補助金とともに国・都の負担が廃止となり一般財源化された。
 保育料:区が実際に保護者から徴収する保育料
 保育料政策減免額:政策的に国基準よりも軽減し区が肩代わりしているもので、国徴収金基準額と保育料の差額
 その他:受託収入、雑入、延長保育料等

(保育園運営経費の負担割合)

公・私立合計 63億8千万円

保護者 (8.5%) 5億4千万	豊島区 (74.1%) 47億3千万	国 (9.9%) 6億3千万	都 (5.5%) 3億5千万	他収入 (2.0%) 1億3千万
------------------------	--------------------------	----------------------	----------------------	------------------------

(延長保育料を含まず)

(2) 区の負担が大きい理由

保護者の負担を軽くするため、国が定めた保護者からの徴収金基準額の一部を区が政策的に肩代わりしています。

高い保育水準を維持するため、国が定めた保育所運営経費(最低基準、運営経費の36.8%)を上回る運営費加算分(63.2%)を区が独自に支出しています。

(3) 保育料割合の推移

下表のとおり、保育所運営費総額が年々下がっているため保育料の占める割合は高くなる傾向にあります。1割にも満たないのが現状です。

また、国基準徴収金に占める割合は50%にも達していません。

区 分	保育料歳入	運営費総額	保育料割合	国基準徴収金	保育料割合
平成8年度	380,627	7,418,505	5.1%	1,063,251	35.8%
平成9年度	424,121	7,174,748	5.9%	1,121,096	37.8%
平成10年度	534,688	7,069,440	7.6%	1,120,641	47.7%
平成11年度	544,081	6,918,659	7.9%	1,126,262	48.3%
平成12年度	486,618	6,777,771	7.2%	1,115,284	43.6%
平成13年度	512,233	6,465,891	7.9%	1,126,662	45.5%
平成14年度	543,614	6,363,974	8.5%	1,113,193	48.8%
平成15年度	541,213	6,377,211	8.5%	1,099,461	49.2%

(4) 園児一人当りの経費と保護者の負担額・割合

次ページのグラフのとおり、公立及び私立保育所の0歳児一人当たりの1か月の保育に必要な経費は、平成15年度決算で50万6千円となっています。

また、区立保育園の場合、1年間に園児一人当たりの保育に要する経費は平均で224万1千円となっており、このうち203万9千円(91.0%)を公費負担、20万2千円(9.0%)を保護者負担で賄っているのが現状です。

公立・私立保育所年間運営経費(平成15年度決算)

1 歳児別

(単位:千円,人)

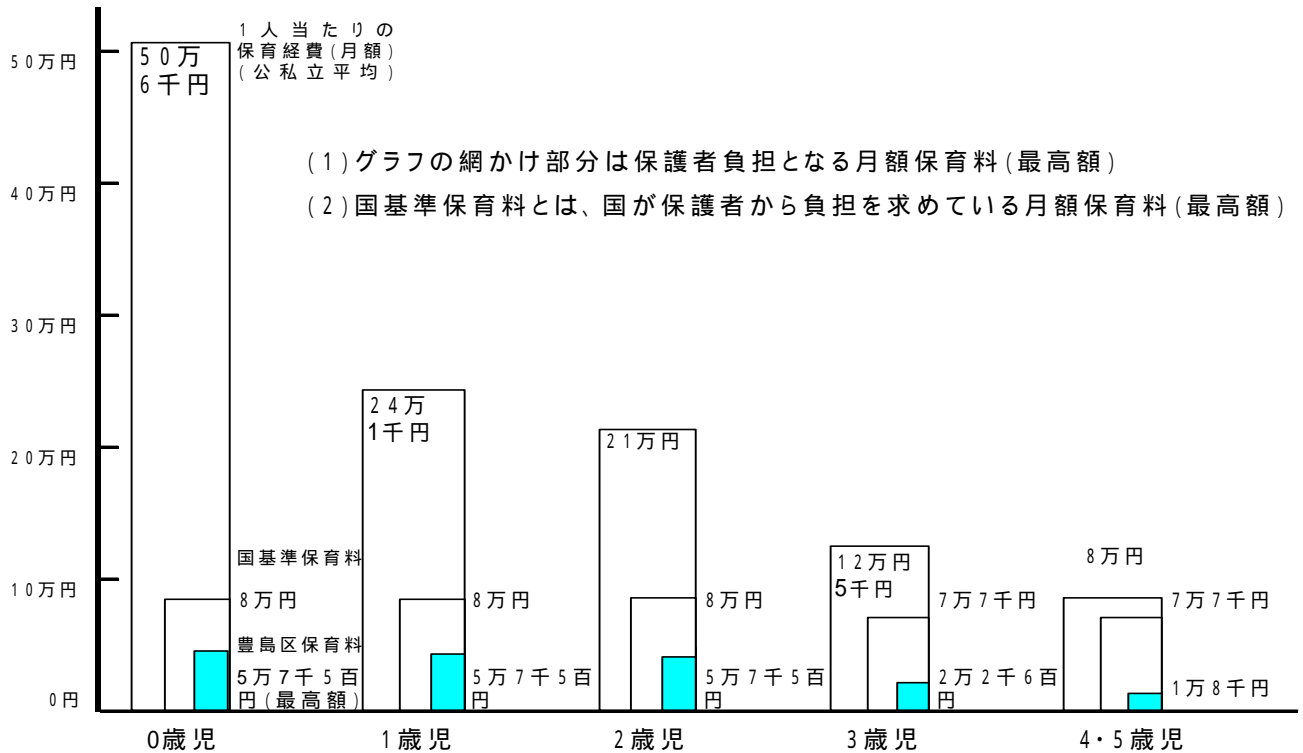
区 分	総経費		公 立		私 立			
	決算額	延児童数	決算額	延児童数	決算額	延児童数	うち夜間	
							決算額	延児童数
0 歳 児	1,718,046	3,396	1,553,121	2,946	164,925	450	34,053	50
1 歳 児	1,335,439	5,546	1,194,378	4,647	141,061	899	18,748	61
2 歳 児	1,364,924	6,512	1,207,914	5,514	157,010	998	16,560	57
3 歳 児	867,174	6,943	779,058	5,961	88,116	982	7,338	38
4・5 歳 児	1,091,628	13,607	947,082	11,620	144,546	1,987	18,690	123
計	6,377,211	36,004	5,681,553	30,688	695,658	5,316	95,389	329

2 性質別

(単位:千円,人)

区 分	総経費		公 立		私 立			
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	うち夜間	
							決算額	構成比
人 件 費	5,722,033	89.7%	5,146,028	90.6%	576,005	82.8%	79,268	83.1%
事 業 費	655,178	10.3%	535,525	9.4%	119,653	17.2%	16,121	16.9%
計	6,377,211	100.0%	5,681,553	100.0%	695,658	100.0%	95,389	100.0%

(園児1人当たり経費と保護者負担割合) 年齢別・月額・公私立平均
(数値はすべて平成15年度決算に基づき、人件費を含む。)



(園児1人当たりの経費と保護者負担額) 区立保育園の場合(年額)

園児1人当たり経費

224万1千円

(内訳) 保護者負担額

20万2千円(9.0%)

公費負担額

203万9千円(91.0%)

7 政令指定都市及び都内各市区の状況

平成16年6月16日付で政令指定都市13市、都内各市26市、特別区22区を対象に保育料改定に関する調査を実施し、政令指定都市11市、都内各市25市、特別区21区より回答が得られました(資料8、9参照)。

(1) 保育料の階層区分

現在国が7階層であるのに対し、豊島区においては26となっています(資料10参照)。政令指定都市で10~19階層となっているのは9市、25階層が2市、都内各市では10~19階層が8市、20階層以上が17市となっています。また、特別区は横並びですべて26階層という状況です。

(2) 年齢区分

国基準では3歳以上児及び3歳未満児の2区分、豊島区では4歳以上児、3歳児及び3歳未満児の3区分となっています。

今回回答のあった市区のすべてが上記2通りの区分のいずれかに分けられました。政令指定都市では8市が2区分、3市が3区分で、都内各市では18市が2区分、7市が3区分となっています。また、特別区では1区のみ(中野区)が2区分となっています。

(3) 多子減額制度 (P 26 参照)

国

国の徴収金基準額における減額の対象者と減額率については、低階層では、最も徴収基準額が低くなる児童はそのまま、2番目に低い児童は50%、その他の児童は90%の減額、高階層では、最も徴収基準額が高い児童はそのまま、2番目に高い児童は50%、その他の児童は90%の減額となっています。

豊島区

最も徴収基準額が低い児童はそのまま、その他の児童については階層に応じて30~50%の減額となっています。

他の自治体

政令指定都市では、徴収基準額が高い児童を減額対象としているのが5市、国基準に合わせているのが5市、都内各市では、徴収基準額が高い児童を減額対象としているのが16市、国基準に合わせているのが7市となっています。

第二子の減額率については、国基準と同じ50%が政令指定都市では6市、都内各市では17市と圧倒的に多くなっています。また、特別区でも2区が階層にかかわらず一律50%の減額を実施しています(中央、世田谷)。

第三子以降の減額について、政令指定都市では90%減額が4市、100%減額が5市であり、都内各市でも90%減額が11市、100%減額が3市という状況で、第三子以降の減額率を高くする自治体の割合が高くなっています。また、特別区でも4区(新宿、世田谷、中野、板橋)が100%減額を実施しています。

(4) 付加基準 (固定資産税課税による保育料の階層区分の変更、 P 29 参照)

既に国の基準は平成9年度で廃止され、政令指定都市では11市すべてが実施しておらず、都内各市でも17市が、また、特別区では5区が実施していません。

(5) 直近の改定時期及び改定の検討

特別区を除き、ほとんどの市が5年以内に改定を実施しています。

また、現在、約半数の市区で改定を検討しており、平成16、17年度に改定を予定しているのは、政令指定都市では1市、都内各市では6市、特別区では3区となっています。

(6) 改定のサイクル及び基本方針

改定のサイクルを定めているのは、都内各市の6市のみとなっています。

基本方針については、「有」と答えた市区のほとんどが国徴収基準額に対する保育料の収入割合を改定の指標としており、政令指定都市では概ね60～80%、都内各市では50～60%となっています。

(7) 国徴収基準額に占める保育料収入の割合

国徴収基準額に占める豊島区の保育料収入の割合は、平成15年度で49.2%となっています。

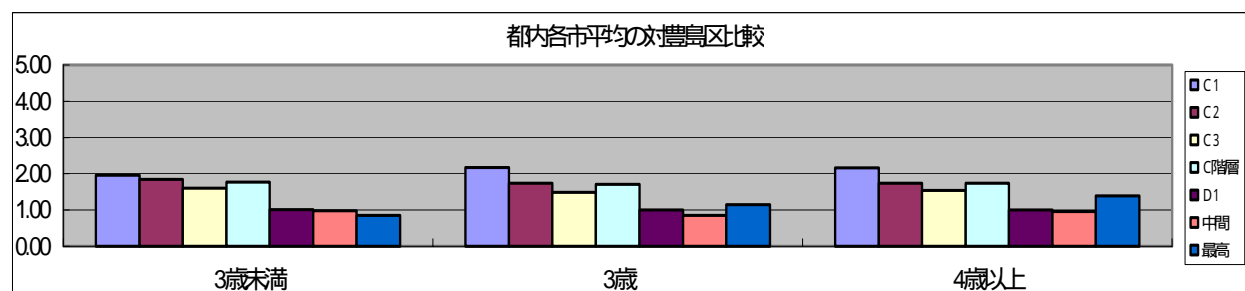
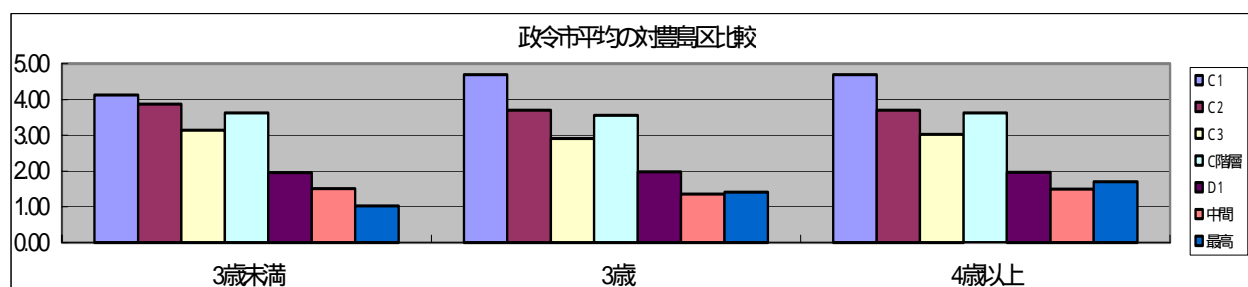
政令指定都市の平均が69.0%、都内各市が47.9%、特別区が46.2%であることから、豊島区は、特別区及び都内各市の平均は上回っているものの、政令指定都市の平均とはかなりの差があるのが現状です。

(8) 保育料

実際の保育料額について比較した結果は次ページの表のとおりとなります(回答のなかった市区の情報についてはホームページより入手しました。)

(単位:円)

区 分	C1	C2	C3	D1	中間 D11	最高	国基準 割合	豊島区との比較(豊島区=1)								
								C1	C2	C3	C階層	D1	中間	最高	率	
豊島区	3歳未満	1,900	2,400	3,100	6,700	31,000	57,500	49.2%								
	3歳	1,300	2,000	2,700	5,600	20,700	22,600									
	4歳以上	1,300	2,000	2,600	5,600	18,000	18,000									
政令市	3歳未満	7,828	9,272	9,741	13,110	46,560	58,760	69.0%	4.12	3.86	3.14	3.63	1.96	1.50	1.02	1.40
	3歳	6,098	7,402	7,856	11,064	28,031	31,774		4.69	3.70	2.91	3.56	1.98	1.35	1.41	
	4歳以上	6,098	7,402	7,856	10,987	26,912	30,512		4.69	3.70	3.02	3.62	1.96	1.50	1.70	
都内各市	3歳未満	3,730	4,422	4,968	6,802	30,419	49,250	47.9%	1.96	1.84	1.60	1.77	1.02	0.98	0.86	0.97
	3歳	2,818	3,475	4,017	5,597	17,707	25,868		2.17	1.74	1.49	1.71	1.00	0.86	1.14	
	4歳以上	2,815	3,471	4,013	5,593	17,245	25,142		2.17	1.74	1.54	1.74	1.00	0.96	1.40	



8 超過負担の状況

国庫補助基本額が事務事業に必要な金額より低いことなどにより、地方公共団体が法令に定められた負担割合以上に経費を支出しなければならない事例が多く、このような事務事業に実際に要した経費と国庫補助基本額との差を**超過負担**と言います。

超過負担は、単価差、規模差(数量差)、対象差、認承差に区分され、単価差を除く事業を「つぎ足し単独事業」と呼んでいます。

区分	説明
単価差	国の算定単価が、合理的かつ妥当な水準で事業を実施しようとする場合の単価より低いために生ずるもの。
規模差 (数量差)	国と区の配置基準の相違等により、事業規模の算定が実際の必要数量より少ないために生ずるもの。例：職員数、建物建設における面積
対象差	事業を実施するうえで必要な経費であり、本来国庫補助対象と考えられるものでありながら、対象とされないために生ずるもの。例：職員人件費のうち各種手当等
認承差	国の採択基準に合致しているなど、国庫支出金の対象となるべき事業でありながら、国の予算の都合などで対象とされないために生ずるもので、事業単位、箇所単位などでとらえる。

(1) 豊島区の超過負担額の推移

平成8年度からの推移を見ると、下表のとおり、豊島区の区立保育所運営費は11年度までは23区の平均を上回っていたものの、ここ数年は下回っています。また、私立については、8年度以来23区の平均を下回り、その幅が拡大する傾向にあります。

(単位:千円)

区分	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	
区立豊島区	4,731,710	4,447,190	4,275,685	4,113,508	3,982,686	3,626,609	3,605,675	
保育所 運営費	23区平均 4,092,099	4,064,422	4,096,746	4,001,056	4,032,898	3,926,108	3,895,263	
	差 639,611	382,768	178,939	112,452	50,212	299,499	289,588	
私立豊島区	430,183	448,994	359,619	348,146	342,787	334,472	329,500	
保育所 運営費	23区平均 642,955	656,974	658,208	660,795	677,482	690,998	701,843	
	差 212,772	207,980	298,589	312,649	334,695	356,526	372,343	
計	豊島区	5,161,893	4,896,184	4,635,304	4,461,654	4,325,473	3,961,081	3,935,175
	23区平均	4,735,054	4,721,396	4,754,954	4,661,851	4,710,380	4,617,106	4,597,106
	差	426,839	174,788	119,650	200,197	384,907	656,025	661,931

(2) 豊島区と他区との比較

超過負担については保育所数が密接に関係してくることから単純に23区を比較することはできませんが、次ページの表のとおり、14年度の区立及び私立を含めた保育所全体の運営費で比較すると、超過負担額そのものは23区の中ではほぼ平均と言える14番目ですが、入所児童一人当たりの額では上から7番目と高い水準になっています。

23区保育所運営費超過負担の状況(平成14年度)

(単位:千円,人)

区分	単価差	つぎ足し単独	計	23区順位	入所児童数	一人当り	23区順位
千代田	325,451	443,039	768,490	23	499	1,540.06	4
中央	626,590	1,073,193	1,699,783	22	1,211	1,403.62	5
港	631,740	1,479,668	2,111,408	20	1,699	1,242.74	10
新宿	1,298,210	2,541,552	3,839,762	15	3,104	1,237.04	11
文京	1,143,875	1,984,626	3,128,501	17	1,836	1,703.98	1
台東	587,292	1,156,528	1,743,820	21	1,793	972.57	19
墨田	1,388,439	2,663,205	4,051,644	13	3,549	1,141.63	13
江東	1,800,852	3,404,316	5,205,168	8	4,980	1,045.21	15
品川	1,269,469	3,787,277	5,056,746	9	3,901	1,296.27	9
目黒	956,590	2,481,490	3,438,080	16	2,230	1,541.74	3
大田		8,198,590	8,198,590	2	8,156	1,005.22	17
世田谷	2,066,884	4,565,794	6,632,678	4	6,621	1,001.76	18
渋谷	1,281,051	1,809,935	3,090,986	18	1,944	1,590.01	2
中野	1,810,148	2,294,855	4,105,003	12	2,932	1,400.07	6
杉並	1,692,278	4,493,499	6,185,777	7	4,736	1,306.12	8
豊島	1,457,945	2,477,230	3,935,175	14	2,826	1,392.49	7
北	1,689,286	2,903,101	4,592,387	11	4,049	1,134.20	14
荒川	779,855	1,781,088	2,560,943	19	2,715	943.26	20
板橋	2,452,241	5,686,901	8,139,142	3	7,880	1,032.89	16
練馬	2,770,176	6,475,968	9,246,144	1	7,672	1,205.18	12
足立	3,309,394	3,288,794	6,598,188	6	8,545	772.17	21
葛飾	1,343,287	3,454,822	4,798,109	10	7,358	652.09	23
江戸川	1,952,674	4,654,235	6,606,909	5	9,076	727.95	22
計	32,633,727	73,099,706	105,733,433		99,312		
平均	1,483,351	3,178,248	4,597,106		4,318	1,186.45	

入所児童数については、平成14年10月1日現在の数値である。

9 改定の基本的考え方

現在の保育料は、平成14年4月に、定率減税による減収分を補うための改正が行われたのを除き、9年10月の改正以来7年間据え置きにされたままです。

一方で、保育所運営経費の国基準支弁額は、平成10年度から保育単価の高い0歳児区分が算入されたこともあり、15年度で8年度と比較して10%以上も増加していることから、保護者にも適正な負担を求める必要があります。

(単位:千円)

区分	国基準支弁額	伸び率	
		各年度	8年度比較
平成8年度	2,113,031		
平成9年度	2,208,684	4.5%	4.5%
平成10年度	2,387,224	8.1%	13.0%
平成11年度	2,417,468	1.3%	14.4%
平成12年度	2,427,238	0.4%	14.9%
平成13年度	2,475,602	2.0%	17.2%
平成14年度	2,394,253	3.3%	13.3%
平成15年度	2,354,347	1.7%	11.4%

政令指定都市など他の自治体と比較すると、豊島区の保育料は、国徴収金基準額及び保育所運営経費に占める割合のいずれもが極めて低く、このことが区財政圧迫の一因ともなっているため、適正な水準に改める必要があります。

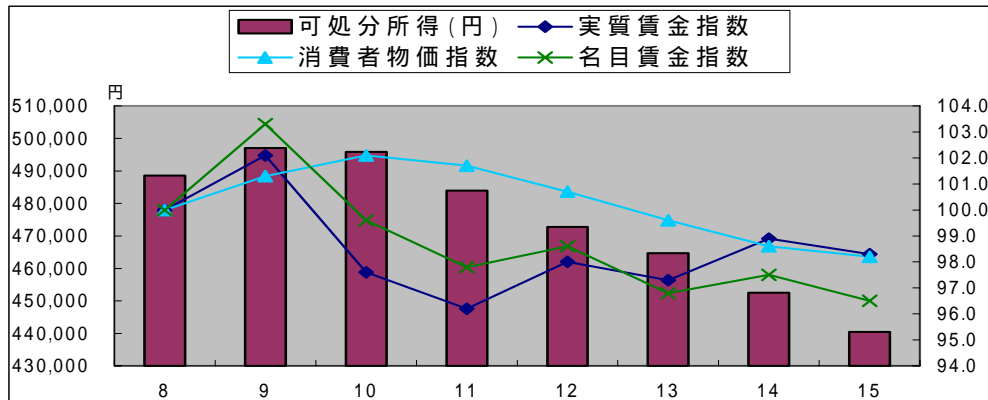
保育所を利用していない世帯は、養育費のほとんどの部分を家庭の責任で負担していると考えられ、保育所利用世帯に適正な受益者負担を求めることにより、納税者である区民の理解を得る必要があります。

平成8年度と比較して15年度は主要経済指標がマイナスとなっている社会経済状況に鑑み、保育料の改定による子育て中の家庭の生活に対する影響について十分配慮しなければなりません。

主要経済指標の推移

年	可処分所得(円)	実質賃金指数	消費者物価指数	名目賃金指数
8	488,537	100.0	100.0	100.0
9	497,036	102.1	101.3	103.3
10	495,887	97.6	102.1	99.6
11	483,910	96.2	101.7	97.8
12	472,823	98.0	100.7	98.6
13	464,723	97.3	99.6	96.8
14	452,501	98.9	98.6	97.5
15	440,461	98.3	98.2	96.5
15/8	0.90	0.98	0.98	0.97

[出典] 可処分所得 東京都統計局
 実質賃金指数 東京都統計局 毎月勤労統計調査(事業所規模30人以上)
 名目賃金指数 東京都統計局 毎月勤労統計調査(事業所規模30人以上)
 消費者物価指数 総務省統計局 消費者物価指数月報(東京都区部)



今回の改正において改定率をあまり低く抑えると、結果として今後予定される見直しに影響を及ぼすとともに、国徴収金基準額と大きく乖離する状況が継続し、現在の区の財政状況下では改定の意味が薄れてしまうことにもつながりかねません。

長期間にわたる保育料の固定化は、改定時に保護者に対し大幅な負担増を強いることとなるため、定期的な見直しを行っていく必要があります。

10 具体的検討

(1) 改定率

保育料の改定にあたっては法律の規定に従う必要があります。

児童福祉法第 56 条（費用の徴収及び負担）

「・・・保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育料をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施における児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。」

消費者物価指数は平成 8 年と比較して下がっていますが、名目賃金、実質賃金及び可処分所得といった経済指標はいずれも低下していることを考慮する必要があります（P19 参照）。

現行の条件のままで保育料を 10% 引き上げると仮定した場合、次ページの表のとおり、保育料が有料で最も収入が低い C 1 階層の 3 歳未満児（第 1 子）の保育料は月額 200 円しか上がらないにもかかわらず、最高の収入の階層である D21 については、推定年間収入が 1 千 2 百万円に近いとは言え、月額 5,000 円以上、年額では 7 万円近くの負担増となります。

したがって、現下の社会経済状況においては、10% を大きく超えるような改定は家計に与える影響が大きいと言わざるを得ません。

保育料改定額比較

平成16年4月1日現在、在籍児童の多くいる階層及び有料の最低及び最高階層を対象。

(単位:円)

区 分			保育料 (現行)	5%アップ		10%アップ		15%アップ		20%アップ	
				保育料	差	保育料	差	保育料	差	保育料	差
C 1	3歳未満児	第1子	1,900	2,000	100	2,100	200	2,200	300	2,300	400
		第2子	950	1,000	50	1,050	100	1,100	150	1,150	200
	3歳児	第1子	1,300	1,400	100	1,400	100	1,500	200	1,600	300
		第2子	650	700	50	700	50	750	100	800	150
	4歳以上児	第1子	1,300	1,400	100	1,400	100	1,500	200	1,600	300
		第2子	650	700	50	700	50	750	100	800	150
C 3	3歳未満児	第1子	3,100	3,300	200	3,400	300	3,600	500	3,700	600
		第2子	1,550	1,650	100	1,700	150	1,800	250	1,850	300
	3歳児	第1子	2,700	2,800	100	3,000	300	3,100	400	3,200	500
		第2子	1,350	1,400	50	1,500	150	1,550	200	1,600	250
	4歳以上児	第1子	2,600	2,700	100	2,900	300	3,000	400	3,100	500
		第2子	1,300	1,350	50	1,450	150	1,500	200	1,550	250
D 5	3歳未満児	第1子	19,100	20,100	1,000	21,000	1,900	22,000	2,900	22,900	3,800
		第2子	9,550	10,050	500	10,500	950	11,000	1,450	11,450	1,900
	3歳児	第1子	12,700	13,300	600	14,000	1,300	14,600	1,900	15,200	2,500
		第2子	6,350	6,650	300	7,000	650	7,300	950	7,600	1,250
	4歳以上児	第1子	12,600	13,200	600	13,900	1,300	14,500	1,900	15,100	2,500
		第2子	6,300	6,600	300	6,950	650	7,250	950	7,550	1,250
D 1 8	3歳未満児	第1子	43,400	45,600	2,200	47,700	4,300	49,900	6,500	52,100	8,700
		第2子	30,380	31,920	1,540	33,390	3,010	34,930	4,550	36,470	6,090
	3歳児	第1子	22,600	23,700	1,100	24,900	2,300	26,000	3,400	27,100	4,500
		第2子	15,820	16,590	770	17,430	1,610	18,200	2,380	18,970	3,150
	4歳以上児	第1子	18,000	18,900	900	19,800	1,800	20,700	2,700	21,600	3,600
		第2子	12,600	13,230	630	13,860	1,260	14,490	1,890	15,120	2,520
D 2 1	3歳未満児	第1子	57,500	60,400	2,900	63,300	5,800	66,100	8,600	69,000	11,500
		第2子	40,250	42,280	2,030	44,310	4,060	46,270	6,020	48,300	8,050
	3歳児	第1子	22,600	23,700	1,100	24,900	2,300	26,000	3,400	27,100	4,500
		第2子	15,820	16,590	770	17,430	1,610	18,200	2,380	18,970	3,150
	4歳以上児	第1子	18,000	18,900	900	19,800	1,800	20,700	2,700	21,600	3,600
		第2子	12,600	13,230	630	13,860	1,260	14,490	1,890	15,120	2,520

(2) 改定の考え方

平成9年10月改定時における考え方を踏襲

平成8年12月に特別区厚生部長会より出された「『保育料のあり方』について」

- ・ 「昭和59年度に対する平成8年度の保育料算定基本額(直接処遇職員人件費及び直接処遇費の合算額)の増加率を現行保育料に乗じて算定すると、4歳以上児は1.69倍、3歳児1.71倍、3歳未満児1.75倍となるが、これをそのまま保護者の負担とし、現在の社会経済状況のなかで理解を得るのは相当困難である(資料11参照)。」

国基準保育所運営費	
国保育単価 × 保育人数	
国基準徴収金 (国が定める階層別の保育料 × 保育人数)	法定負担額 (国1/2、都1/4、区1/4)

国保育単価（月額（基本分＋加算額） 地域別・規模別・年齢別）	
保育料算定基本額（保護者が負担する費用）	公費で負担する費用
一般生活費 給食費、保育材料費、日常的諸経費	人件費 間接処遇費（施設長・用務員・非常勤事務職員費・社会保険料）
人件費 直接処遇費（保育士・調理員・嘱託医・非常勤職員費＜事務職員以外＞）	管理費 左記以外の管理費（補修費等）
管理費 保健衛生費、業務省力化改善費	

- ・ 「名目賃金 1.38 倍、可処分所得 1.34 倍という経済指標の指数の上昇率に近い、上記倍率の 2 分の 1 により算出した、4 歳以上児 1.34 倍、3 歳児 1.35 倍、3 歳未満児 1.38 倍を基本とする徴収基準額とする。」

前回の考え方を踏襲

- ・ 前回改定に至らなかった部分である 4 歳以上児 1.261 倍、3 歳児 1.270 倍、3 歳未満児 1.268 倍（平成 9 年度改定額との比較による。昭和 58 年度との比較では 4 歳以上児 1.35 倍、3 歳児 1.36 倍、3 歳未満児 1.37 倍となる。）に、平成 8 年度に対する 16 年度の保育料算定基本額の増加率である 4 歳以上児 1.006 倍、3 歳児 1.006 倍、3 歳未満児 1.005 倍を加え、4 歳以上児は 1.26 倍、3 歳児 1.27 倍、3 歳未満児 1.27 倍（小数点第 3 位以下は切り捨て）を基本とする徴収基準額とします。

保育料算定基本額の比較（資料 12 参照）

区 分	平成 16 年度	平成 8 年度	増加率
4 歳以上児 1 人当り月額	22,895 円	22,736 円	1.006
3 歳 児 1 人当り月額	28,859 円	28,674 円	1.006
1・2 歳児 1 人当り月額	73,693 円	73,262 円	1.005

- ・ これをそのまま適用し、現在の社会経済状況において保護者の理解を得るのは極めて困難であるため、2 回に分けて改定を実施することにし、今回は 4 歳以上児 1.13 倍、3 歳児 1.13 倍、3 歳未満児 1.13 倍を基本とする徴収基準額とします。残りの 2 分の 1 について

は、3年後に改定を実施します。

平成8年度に対する15年度の保育所運営費国基準支弁額の増加率により改定

区 分	平成8年度	平成15年度	伸び率
国基準支弁額	2,113,031千円	2,354,467千円	11.4%

上表のとおり、保護者が負担する保育料と国、都及び区負担金からなる平成15年度の保育所運営費の国基準支弁額が8年度と比較して11.4%増加していることから、この伸び率を保育料に適用し、すべての年齢区分において1.114倍を基本とする徴収基準額とします。

政令指定都市の国基準徴収金に対する保育料の徴収割合同様に改定

特別区同様の大都市である政令指定都市の横浜市及び川崎市における財政構造の弾力性を判断するための指標である経常収支比率は、平成14年度決算でそれぞれ89.4%、84.3%で、豊島区の88.8%と比較して殆ど差がない状況となっています。

しかしながら、大きいほど財源に余裕があるとされる財政力指数については、14年度決算で横浜市が0.882、川崎市が0.946と、財源に全く余裕のない豊島区の0.51と比較して大きな開きがあるのが現状です。

財政力に大きな差があるにもかかわらず、平成15年度の国基準に対する保育料の徴収割合は、横浜市が65.0%、川崎市が66.4%で、豊島区の49.2%と比較するとかなり高い水準となっています。

区 分	国基準に対する保育料の徴収割合	運営経費に占める保育料の負担割合
特別区	47.0%	9.4%
横浜市	65.0%	18.5%
川崎市	66.4%	16.8%
さいたま市	75.0%	21.9%
千葉市	68.1%	19.3%
政令市平均	68.6%	19.1%

両自治体の徴収割合の平均に近い65.0%まで保育料の引き上げを図るとすれば、平成15年度決算で現行の約1.33倍の改定が必要となります。

これをそのまま適用し、現在の社会経済状況において保護者の理解を得るのは極めて困難であるため、2回に分けて改定を実施することにし、今回の改定では全ての年齢区分において2分の1の1.16倍を基本とする徴収基準額とし、残りの部分については3年後に改定を実施します。

政令指定都市の保育所運営経費に占める保育料の保護者負担割合同様に改定

横浜市及び川崎市における平成 15 年度の保育所運営経費に占める保育料の割合は、それぞれ 18.5%、16.8%であり、豊島区の 8.5%と比較するとおよそ 2 倍の水準となっています。

両自治体の平均に近い 17%を徴収すると仮定すれば、平成 15 年度決算で、単純には現行の約 2 倍の改定を図る必要があることとなります。

これをそのまま適用し、現在の社会経済状況において保護者の理解を得るのは到底困難であることから、複数回に分けて改定を実施することとします。今回の改定では、全ての年齢区分において 10 分の 1 の 1.1 倍を基本とする徴収基準額とし、残りの部分については、今後 3 年ごとに改定を実施していきます。

(3) 世帯の階層区分

最高階層をさらに細分化し応能負担を強化すべきという議論がありますが、階層区分の増加は現在の保育料収納システムの変更を余儀なくされ、プログラムの修正に多額の費用を要するとともに、事務処理がさらに複雑化することから、現段階においては変更のメリットは少ないと言うことができます。

現在、国徴収金基準額表は次ページの表のとおり、A・B・C各1、D階層4、計7つの階層区分となっており、これと同様の、また、2倍程度に拡大する変更などが考えられます。

しかしながら、階層区分の見直しにより、下位から上位の階層へ変更になり保育料の負担が過重となるケースも想定されなくはないため、現下の社会経済状況においては、負担緩和の観点から、改正は今後の検討課題に位置付けるのが妥当であると考えられます。

国保育所徴収金基準額表の推移

(単位:円)

区分	世帯の階層区分			徴収金基準額		9年度	徴収金基準額		
	13～16年度	12年度	10～11年度	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上	
A	生活保護世帯			0	0	生活保護世帯	0	0	
B	市町村民税非課税世帯			9,000	6,000	市町村民税非課税世帯	8,000	6,000	
C	市町村民税課税世帯			19,500	16,500	均等割のみ	17,000	14,000	
						所得割あり	21,000	18,000	
D	所得 税 課 税 世 帯	64,000未満	40,000未満	80,000未満	30,000	27,000	17,000未満	26,000	
							17,000以上 80,000未満	32,000	29,000
		64,000以上 160,000未満	40,000以上 140,000未満	80,000以上 200,000未満	44,500	41,500	80,000以上 140,000未満	40,000	37,000
							140,000以上 200,000未満	49,000	46,000
160,000以上 408,000未満	140,000以上 370,000未満	200,000以上 510,000未満	61,000	58,000	200,000以上 510,000未満	57,000	54,000		
408,000以上	370,000以上	510,000以上	80,000	77,000	510,000以上	保育単価	保育単価		

(4) 年齢区分(0歳児区分の創設)

国基準では、徴収金基準額は3歳以上児及び3歳未満児の2区分であり、特別区、都内各市及び政令指定都市の大半は4歳以上児、3歳児及び3歳未満児の3区分となっています。

平成10年度から、国基準支弁額に係る保育料算定基本額に関し、入所児童の年齢区分に0歳児が設けられました。16年度の月額単価は0歳児が133,336円、1・2歳児が73,693円、3歳児が28,859円、4歳以上児が22,895円となっています(資料12参照)。

低年齢児の保育に経費がより必要となる(P12、13の表及びグラフ参照)ことは保育単価にも反映されており、保護者負担に差が生じるのはやむを得ないと言えます。このため、現在保育料に3つの年齢区分を設けていること、また、新たに0歳児区分を創設することについても十分合理的な理由があると考えられます。

新たに0歳児区分を設けると仮定すれば、3歳児未満の国徴収金基準額の上限が80,000円と定められているため、保育料をいかに設定するかが課題となります。

現在、豊島区は未曾有の財政難であり、「行財政改革プラン2004(素案)」において、平成17年度から、無料となっている0歳児のおむつ代の有料化を提案しています。おむつ1回の取り替えに約20円を要し、1日5～6枚の利用と仮定すれば保護者は月額2,500円～3,000円の負担増となるため、保育料の設定にあたっては当該事情にも配慮しなければ

ならないと考えられます。

0歳児区分の創設により、年度途中における新保育料額の施行に伴い負担が過重になる世帯の出現が予想されるため、新基準表の適用は平成18年4月からとするなど、経過措置が必要になります。

次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」においては、少子化対策に主眼を置いて計画を策定することが求められ、施策として、子どもを産み育てることの喜びを共有できる環境の整備が掲げられています。

0歳児は他年齢児と比較して実際に保育経費がかかるとは言え、病気になることも多く、出費がかさめば収入の少ない若年の夫婦にとって経済的な負担感は大きくなります。新たな区分の創設により保育料が高くなれば、子どもを持つとする動機にマイナスに作用することは否定できません。

平成16年6月10日、厚生労働省が発表した人口動態統計によれば、2003年の合計特殊出生率は過去最低の1.29を記録しました。東京都は全国において最低となり、統計開始以来初めて1.0を割りました。

これに対しては、日本が如何に子育てしにくい社会であるかを示す指標であるとの批判があり、新たな区分の創設については、少子化施策に反するのではないかという懸念が払拭されません。

以上のことから、保護者に適正な負担を求めるという考え方にに基づき、保育単価が一段と高くなっている0歳児の区分を設けられなくはありません。

しかしながら、現行の保育料徴収システムの変更を余儀なくされプログラムの修正に多大な経費を要すること、また、現在の社会経済状況において年齢区分の変更に伴う過重な保育料の負担について保護者の理解を得るのは極めて困難であること等から、0歳児区分の創設は次回の改定時における検討課題と位置付けるのが適当であると考えられます。

(5) 多子減額制度

2人以上の子どもを入所させている世帯の経済的負担を軽減するために、受益の範囲で能力に応じた負担を求めるという観点から、第2子以降の保育料を減額する制度です。

国の動向

- ・ 平成3年度に、それまでの第2子以降を同一の率で減額する基準を改め、新たに、第3子以降の区分を加え減額率を上げる基準を導入しました。
- ・ 少子化対策の一環として、平成7年度より第3子以降の減額率を

75%から 90%に引き上げました（第 2 子は 50%）。

- ・ 平成 8 年度には多子減額対象世帯に対して設けられていた所得制限を廃止しました。

他自治体の動向

政令指定都市のすべてが、また、都下においては 26 市中 23 市が、第 3 子以降の減額を第 2 子と異なる指標のもとに実施しています（資料 8 参照）。

特別区の動向

- ・ 昭和 52 年の改定時から第 2 子以降の一律 50%減額を実施しました。
- ・ 昭和 59 年の改定で、所得の高い階層にまで 50%の減額措置を適用するのは問題があるとして、所得階層に応じて第 2 子以降の減額率に差を設けました。

現行の減額率

階 層	減額率
C 1 ~ D 12	5 0 %
D 13 ~ D 17	4 0 %
D 18 ~ D 21	3 0 %

- ・ 現在、すでに 4 区（新宿、世田谷、中野、板橋）が第 3 子以降の 100%減額を実施しています。

平成 3 年に国が新たに第 3 子以降の減額基準を導入したのを受け、豊島区においても、例えば、国基準並に 90%の減額とする基準を設けることなどが考えられます。

平成 9 年の改定時に、第 3 子以降の減額について、国や他の自治体、特別区の従来 방식に工夫を加えるなど複数の減額基準を検討しましたが、現行の考え方に基づく保育料徴収基準額表の下では、例えば、同じ 0 歳児をもつ世帯では子どもが 3 人いる世帯の方が保育料が低くなるなど、応能負担及び応益負担の観点からみて、いくつかの矛盾が生じることが判明しています。

少子化対策の一環として多子減額制度の意義については重要なものがあり、国に準じた基準の導入が国の方針に沿った施策の方向であると思われませんが、豊島区の現行の保育料が国基準徴収額と大きく乖離しており、また、合理的で納得の得られる減額方式が見出せない現時点では、当面、これまでの方式を維持すべきであると考えられます。

(6) C階層の利用者の収入に占める保育料の負担割合

世帯の階層区分におけるC階層（前年度所得税非課税世帯）の収入に占める保育料の割合は、過去の経緯（ ）もあり、他の階層と比較して極めて低く抑えられています。現行の保育料で試算すると、例えば3歳児の場合、C階層の負担割合は0.64~0.95で、他の階層の2.02~5.57と比較して著しく低くなっています。（資料13参照）。また、国徴収基準額に対する割合についても同様のことが言えます。

階層間で収入に占める負担を同じ割合にするのが公平であると考えられることから、C階層も他の階層と同じ負担割合となるよう保育料を引き上げる必要があります。

昭和52年

各階層ごとの所得に占める保育料の負担割合に大きな変化が生じないように徴収基準を改定しました。

昭和59年

各階層に一律の増加率を適用したうえで、C階層に対しては低所得層の負担を軽減するため、D階層の増加率の2分の1を指標として算定する措置を採りました。

例えば、3歳未満児において負担割合の平均である4.52まで保育料を引き上げるとすれば、C階層は4倍以上の改定を図る必要があります（資料14参照）。

他の自治体と比較すると、3歳未満児の場合、豊島区の最低額が1,900円であるのに対し、政令指定都市である横浜市、川崎市及びさいたま市は、それぞれ6,200円、5,300円、8,000円となっており、極めて大きな差が生じているのが現状です（資料8、15参照）。

一方で、各階層に占める保育料の未納世帯の割合を見ると、C階層はD1~D3階層に次いで高く、約9.7%となっています。負担割合を大きく引き上げるとすれば、さらなる未納世帯の増加が危惧されなくもなく、劇的な改正は避けるべきと考えられます（資料16参照）。

C階層の負担割合を他の階層と同一の水準に引き上げるとすれば、現行の保育料の少なくとも3倍以上の負担となることから、現下の社会経済状況においては家計に与える影響が極めて大きいと言わざるを得ません。

しかしながら、C階層を他の階層と同じ改定率にとどめるとすれば、将来的に負担割合が同じレベルに達するのは望むべくもなく、適正な負担という観点に立ち、乖離を少しでも縮めるような改正を行っていかねばなりません。

したがって、C階層の改定率については、他の階層よりも高く設定する必要があると考えられます。

(7) 付加基準（固定資産税課税世帯に関する階層区分の変更）

前年度固定資産税が課税されている世帯は階層区分が一つ上に変更になります。

階層	定 義	区 分	認定階層	3歳児第1子の場合
C 1	前年分所得税	前年度分の固定資産税が4,000円以上の世帯	C 2	1,300円 2,000円
C 2	非課税世帯	〃 6,000円 〃	C 3	2,000円 2,700円
C 3		〃 8,000円 〃	D 1	2,700円 5,600円
D 1	前年分所得税 課税世帯	〃 10,000円 〃	D 2	5,600円 7,300円

対象になるのは前年分の所得税が非課税、または課税があっても僅少の世帯であり、固定資産税の多額納付者については付加基準を設け階層の修正を行い、所得の種類によって不均衡を生じないようにする制度です。

国は平成9年度で廃止しており、9年10月からの保育料改定はその前に行われたため、当該基準が存置された経緯があります。また、本区においては、14年度の定率減税に伴う階層区分の改正の際にも廃止が検討されましたが、結果的には存置されました。

現在も当該基準を採用しているのは23区で豊島区も含め17区となっています。

平成16年4月1日現在、付加基準の対象となるのは27世帯（31名）であり、そのうち21世帯がC3 D1、5世帯がC1 C2、1世帯がC2 C3の変更で、1か月75,700円、年間で907千円の増額となります。

（資料17参照）。

適正な負担という観点からは応分の負担を求めるべきですが、国の基準が既に廃止され基づくべき根拠が失われていること、算定は自己申告に基づき確認には按分等煩雑な手続きを要すること、また、対象者の割合が全体のわずか1.15%に過ぎないことなどの理由により、廃止すべきであると考えられます。

(8) 保育料無料世帯からの昼食、おやつ、ミルク代相当分の徴収

国徴収金基準額表によれば、市町村民税非課税世帯からは保育料を徴収することとされています(P 25 参照) が、生活保護世帯は保育料が無料となっているため、実費相当分とは言え、生活保護世帯から徴収するのは困難であると考えられます。

保育料算定基本額には給食費及び保育材料費が含まれており(資料 12 参照) 保育料無料世帯から食糧費相当分を徴収するためには考え方を整理する必要があります。

市町村民税非課税世帯が保育に欠ける要件に該当しないため保育所を利用せず自宅で子どもを養育している場合、昼食、おやつ、ミルクなどの最低限必要となる経費は全額自己負担で賄っていると考えられるため、同階層における保育所利用世帯と比較して、負担の均衡を失していることとなります。

義務教育である公立の小・中学校に通う児童・生徒の給食費については、生活保護世帯の場合は生活保護のもとに全額支給されていますが、市町村民税非課税世帯は就学援助の申請により無料とされているため、自己負担しているケースもあります。

老人保健法の改正により、平成 8 年 10 月 1 日から、老人保健の食事療養に係る標準負担額(平均的な家計における食費の状況を勘案して厚生労働大臣が定める額) が一日につき 760 円と定められました。これを受け、12 年 10 月 1 日から、豊島区の乳幼児医療費助成制度においても、必要経費である入院時食事療養費について一部負担の導入を内容とする条例改正を行った経緯があります(14 年 8 月 1 日からは、入院時食事療養費の標準負担額相当額(13 年 1 月 1 日より 780 円) も助成対象となっています)。

治療目的で病院に入院する場合、二次的に発生する食事費用は基本的に本人負担とする内容であり、この考え方に従えば、保育目的で保育所に子どもを入所させる場合も、二次的に発生する食事代は本人負担にすべきという理屈になります。つまり、保育料に食事代が含まれているのであれば、保育料を払っていない世帯でも家に居ても必要な経費については負担すべきであるという論理です。

西部子ども家庭支援センターの児童デイサービス事業の毎日通所に参加する障害児に対しては給食を実施しており、調理師の人件費・光熱水費等を除いた食材費(1 食当たり約 125 円) を実費徴収しています。

平成 15 年度の決算から、区立保育園園児一人あたりに要した給食費用（食材費のみ）を園児の出席率をもとに計算すると、1 か月当たり約 5,800 円（資料 18 参照）、1 日当たりでは約 230 円となります。

食糧費を設定する場合、保育料との関係を明確にし、食糧費よりも保育料が安くなる逆転現象が生じないようにする等の配慮が必要となります。

実費相当分とはいえ、これまで全く負担が無かった低所得層の世帯から新たに食糧費を徴収することについては、明確な考え方に立脚するのが困難である上、現在の社会経済状況においては過重な負担と言えなくもなく保護者の理解が得難いこと、また、本区の場合、保育料の最低額が他都市と比較して極めて低く抑えられ、設定が困難等の理由により、今後の検討課題とすべきであると考えられます。

（ 9 ）延長保育料

本区では、平成 14 年 4 月から延長保育に係るスポット（一日単位）利用の導入にあたり、人件費を含めたコスト計算を行い、それまで年齢別、階層区別に徴収していた延長保育料を、一律スポット利用は日額 400 円、月極めの利用は 4,000 円と改めました。

月極めの延長保育料を定額にしている区は少数であり、23 区のうち 18 区で基本保育料の 1 割程度と設定しています。

スポットの導入により月極めの登録者が減少し、一日単位の利用が増加しています。当日になって申請するケースが増え、保育園では体制を組むのが難しいという状況が出現してきています。

公立保育所の延長保育料は、国の指導に基づき、平成 11 年度から公立保育所入所負担金（＝保育料）から分離し、保育所使用料として取り扱っています。豊島区においては、使用料は原則 3 年ごとに見直す方針とされ、16 年 10 月から 20% の引き上げが実施されています。

平成 17 年 4 月で、前回の改正から 3 年を経過するという事情もあり、再度コスト計算を行ったところ、前回改定時と比較して、月極利用者一人当たりの経費は増加しているが、利用者一人の 1 回当たりの経費については減少していることがわかりました。

スポット利用は据え置き、月極についてのみ引き上げを行うとすれば、月極の登録者がさらに減少し、今まで以上に保育の体制を組むのが難し

くなること、また、基本保育料のみならず延長保育料についても改定を行うこととなり、子育て中の家庭にとっては二重の負担になることが予想されます。

従って、現在の料金を据え置くことが妥当であると考えられます。

使用料という性格上、A階層及びB階層からの徴収も検討すべきです。

しかしながら、減額率や免除との関係、基本保育料の最低額が延長保育料を下回っていること、B階層からの基本保育料の徴収など総合的に判断する必要があるため、今後の検討課題として位置付けるのが適当であると考えられます。

11 収納対策

(1) 口座振替制度

平成13年10月分の保育料納付から口座振替制度を導入（当月分のみが対象で、保育電算システム上、期限を過ぎて振込みがあった場合の再引き落とし処理はできません）し、当初は実施率が49.5%であったものが、16年6月現在で、70%を超える状況となっています（資料19参照）。15年4月以降の入所者すべてに対し、当該保育園の園長から口座振替依頼書を手渡しし、制度加入者の増を図っています。

未実施者については、4か月ごと（4・8・12月の年3回）の納付書の送付により対応しています。

また、過年度分の徴収についても納付書の送付で対応し、事情により分割支払いによらざるを得ない場合は、現在のシステムでは分割納付書の出力が不可能であるため、パソコン処理により対応しています。

(2) 督促・催告等

督促

未納者に対しては毎月督促状を送付しています（資料20参照）。

平成13年10月分から、保育料を滞納している世帯に対し、翌月末に区立保育園の園長（執行機関である区長の補助機関として職務を行うものです）から督促状を手渡ししています。また、16年1月より、子育て支援課入園係職員同様、各園長は「滞納処分者証」を作成し、より身分を明確にした上で対応しています。

私立保育園は郵送により対応しています。

催告

保育料の未納者（過年度分を含む。）に対し年3回（6月・9月・12月）催告書を送付しています。

納付のお願い

保育料の未納者に対し、区立及び私立保育園の園長から年2回（7・12月）「納付のお願い」を手渡しています。

日曜納付相談及び電話催告

7月及び12月の収納対策特別強化月間に日曜納付相談及び電話催告を行い、一括納付が困難な世帯から分割納付誓約書を徴すなどの対策を講じています。

臨戸訪問徴収

平成13年度から7月に、子ども家庭部の係長級以上の職員が夜間の戸別訪問により、高額・長期滞納世帯から未納保育料の徴収を行っています。

その他

入園係では、日々の業務の一環として常時電話による納付催告、戸別訪問による滞納者に対する実態調査・保育料徴収を行っています。

（3）収納率

下表のとおり、平成13年10月から口座振替制度を導入したのに伴い、現年度分の収納率は毎年向上しています。

しかしながら、過年度分については、これまで滞納対策を講じてきた結果わずかずつではあるが保育料を支払う世帯が増加し、分母となる滞納額が大きくなるため、収納率が低下する傾向があります。

区分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
現年度	95.25	96.44	97.61	98.31	98.84
過年度	23.22	19.56	14.38	13.28	12.75
計	85.75	85.41	87.36	89.18	90.20
23区平均	90.23	90.17	90.95	91.70	92.39
23区順位	19	19	17	17	17
現年分	22	18	15	10	8
過年分	3	8	11	13	16

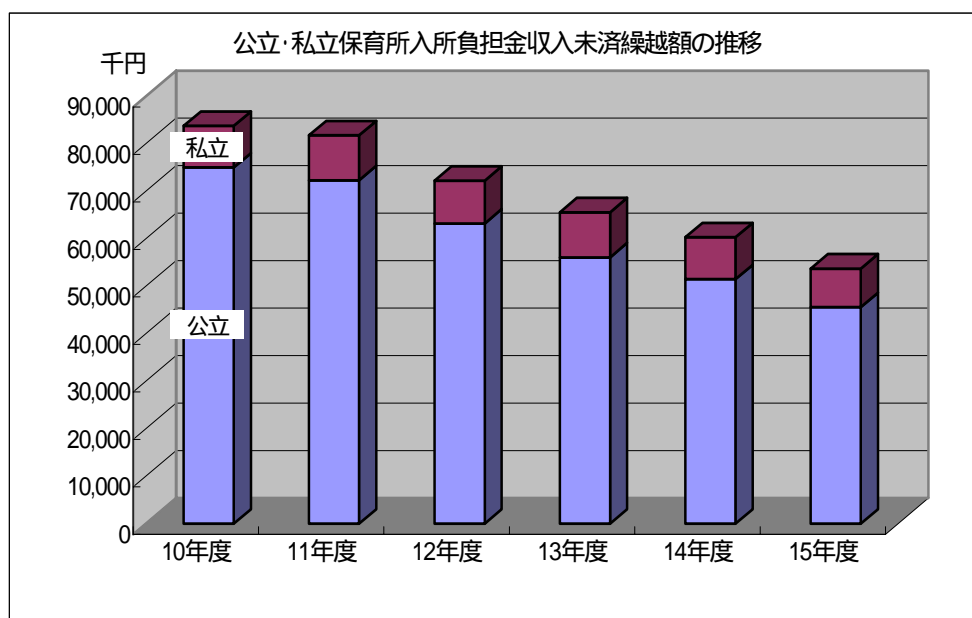
(4) 収入未済繰越額

前述のような収納対策を講じても徴収すべきにもかかわらず納付されなかった保育料は、下表のとおり年々減少しているとは言え、平成15年度で公立・私立を合わせて5千万円以上となっています。

公立・私立保育所入所負担金収入未済繰越額の推移

(単位:千円)

区分		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
公立	口数	4,880	4,539	3,697	3,164	2,927	2,541
	金額	74,957	72,269	63,164	56,041	51,413	45,552
私立	口数	565	520	452	408	413	417
	金額	8,758	9,467	9,008	9,467	8,820	8,111
計	口数	5,445	5,059	4,149	3,572	3,340	2,958
	金額	83,715	81,736	72,172	65,508	60,233	53,663



(5) 今後の課題

児童福祉法第56条に、滞納者に対しては「地方税の滞納処分の例により処分することができる」と規定されています。現在財産の差し押え予告にとどまっていますが、平成16年度から税の担当者の協力を仰ぎつつ、悪質な滞納者に対する資産調査及び財産の差し押えを実施していきます。

口座振替払いの実施率は着実に向上していますが、入園係窓口及び公立及び私立保育園における勧奨を通じ、さらなる普及に努めていきます。

保育園の協力のもとに、保育料の支払いを目的とした滞納者に対する相談会の実施を検討します。

公金収納専管部署の設置または入園係への収納対策担当者の配置等により徴収の強化を図っていきます。

12 結論

(1) 改定案

保護者負担への配慮、これまでの特別区における考え方、近隣自治体の状況等を総合的に勘案し、現時点において、保育料徴収基準額については以下のような案が考えられます。

(案1) 従来の考え方を適用

前回の改定は、特別区におけるこれまでの保護者負担の考え方を基本とし、諸般の事情を総合的に考慮した結果、保育料算定基本額の増加率の2分の1を指標として用いたものであり、基本的にはその考え方を適用します。

この場合、各階層ごとの保育料徴収基準額は、前回改定時の積み残し分(2分の1)に、平成8年度に対する16年度の保育料算定基本額の増加率をプラスした指標を、現行保育料に乗じて算定していくこととなります(P22参照)。

増加率の合計 4歳以上児 1.26倍、3歳児 1.27倍、3歳未満児 1.27倍

なお、この徴収基準額によれば、保育料収入は年間約1億3千4百万円の増が見込まれ、国基準徴収金に対し約60.7%の徴収率(平成15年度決算において現年度分のみで48.5%)となります。

主要経済指標が低下している中で約27%の改定指標をそのまま保育料に反映させ、保護者の理解を得るのは相当な困難が伴うと思われることから、負担の激変緩和を図るため、上記の2分の1を改定指標とします。

すなわち、4歳以上児 1.13倍、3歳児 1.13倍、3歳未満児 1.13倍を基本とする徴収基準額となり、最低額と最高額を例示すれば下表のとおりとなります(次ページの表の「Aの1/2」欄参照)。

	最低額(現行案)[階層]		最高額(現行案)[階層]	
4歳以上児	1,300円	1,500円 [C1]	18,000円	20,300円 [D21]
3歳児	1,300円	1,500円 [C1]	22,600円	25,500円 [D21]
3歳未満児	1,900円	2,100円 [C1]	57,500円	65,000円 [D21]

この徴収基準額によれば、保育料収入は年間約6千1百万円の増が見込まれ、国基準徴収金に対し約54.1%の徴収率となります。

最低額は未だ月額^の延長保育料(4,000円)を下回ることとなりますが、保護者の急激な負担増を考慮すれば、妥当な額であると考えられます。

(単位:円)

階層	3歳未満児			3歳児			4歳以上児					
	従来 の 考 え 方 A	Aの 1/2	Aの 1/3	現 行	従来 の 考 え 方 A	Aの 1/2	Aの 1/3	現 行	従来 の 考 え 方 A	Aの 1/2	Aの 1/3	現 行
A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C1	2,400	2,100	2,100	1,900	1,700	1,500	1,400	1,300	1,600	1,500	1,400	1,300
C2	3,000	2,700	2,600	2,400	2,500	2,300	2,200	2,000	2,500	2,300	2,200	2,000
C3	3,900	3,500	3,400	3,100	3,400	3,100	2,900	2,700	3,300	2,900	2,800	2,600
D1	8,500	7,600	7,300	6,700	7,100	6,300	6,100	5,600	7,100	6,300	6,000	5,600
D2	10,500	9,400	9,000	8,300	9,300	8,200	8,000	7,300	9,100	8,100	7,800	7,200
D3	11,900	10,600	10,200	9,400	11,800	10,500	10,100	9,300	11,600	10,400	9,900	9,200
D4	19,600	17,400	16,800	15,400	13,800	12,300	11,900	10,900	13,600	12,200	11,700	10,800
D5	24,300	21,600	20,800	19,100	16,100	14,400	13,800	12,700	15,900	14,200	13,600	12,600
D6	27,300	24,300	23,400	21,500	18,200	16,200	15,600	14,300	17,900	16,000	15,300	14,200
D7	30,000	26,700	25,700	23,600	20,100	17,900	17,200	15,800	19,800	17,700	17,000	15,700
D8	32,400	28,800	27,800	25,500	21,600	19,200	18,500	17,000	21,300	19,100	18,300	16,900
D9	34,900	31,100	30,000	27,500	23,100	20,600	19,800	18,200	22,700	20,300	19,400	18,000
D10	37,100	33,000	31,800	29,200	24,800	22,000	21,300	19,500	22,700	20,300	19,400	18,000
D11	39,400	35,000	33,800	31,000	26,300	23,400	22,600	20,700	22,700	20,300	19,400	18,000
D12	41,300	36,700	35,400	32,500	27,400	24,400	23,500	21,600	22,700	20,300	19,400	18,000
D13	43,400	38,600	37,300	34,200	28,700	25,500	24,600	22,600	22,700	20,300	19,400	18,000
D14	45,300	40,300	38,900	35,700	28,700	25,500	24,600	22,600	22,700	20,300	19,400	18,000
D15	47,200	42,000	40,500	37,200	28,700	25,500	24,600	22,600	22,700	20,300	19,400	18,000
D16	48,900	43,500	42,000	38,500	28,700	25,500	24,600	22,600	22,700	20,300	19,400	18,000
D17	50,800	45,200	43,600	40,000	28,700	25,500	24,600	22,600	22,700	20,300	19,400	18,000
D18	55,100	49,000	47,300	43,400	28,700	25,500	24,600	22,600	22,700	20,300	19,400	18,000
D19	62,100	55,300	53,300	48,900	28,700	25,500	24,600	22,600	22,700	20,300	19,400	18,000
D20	68,200	60,700	58,500	53,700	28,700	25,500	24,600	22,600	22,700	20,300	19,400	18,000
D21	73,000	65,000	62,700	57,500	28,700	25,500	24,600	22,600	22,700	20,300	19,400	18,000
平均	27.0%	13.0%	9.0%		27.0%	12.9%	8.9%		26.1%	12.8%	7.9%	

階層別人数については平成15年7月1日現在で算出

歳入見込額については収入率98%で算出

H15年度	国基準徴収額	1,099,461,140
	現年度分歳入額	533,530,820 (48.5%)

(単位:円)

区 分	従来 の 考 え 方	2分の1	3分の1
月調定見込額	56,778,830	50,591,750	48,677,810
年間歳入見込額	667,719,041	594,958,980	572,451,046
対H15年度増加額	134,188,221	61,428,160	38,920,226
対国基準徴収額割合	60.7%	54.1%	52.1%
改定率	26.8%	12.9%	8.7%

(案2)従来の考え方を基本としながら低階層における他自治体との乖離を縮小

昭和59年の改定時に、低所得層の負担を軽減するため、C階層に対しD階層の改定率の2分の1を指標とする措置を採ったため、保育料徴収基準額の階層間格差についてゆがみを生じさせる結果となっています。加えて、政令指定都市及び都内各市と比較して、低階層、特にC階層の保育料は著しく低額となっているのが現状です。

(案1)の考え方を基本としつつ、C階層の基準額については、他の自治体との格差を縮小するため、4歳以上児で3.62倍、3歳児で3.56倍、3歳未満児で3.63倍の改定を行い、政令指定都市の平均まで保育料を引き上げる案が考えられます。なお、最低額を例示すれば下表のとおりとなります。

	最低額(現行案)[階層]
4歳以上児	1,300円 4,700円 [C1]
3歳児	1,300円 4,700円 [C1]
3歳未満児	1,900円 6,900円 [C1]

この考え方によれば、C階層の最低額は延長保育料よりも高くなりますが、保護者に急激な負担増をもたらし、現在の社会経済状況において理解を得るのは相当な困難が伴うと思われることから、比較的小さい都内各市との差を指標として適用する案が考えられます。

すなわち、C階層については、都内各市の平均である4歳以上児で1.74倍、3歳児で1.71倍、3歳未満児で1.77倍を基本とする徴収基準額とします。最低額と最高額を例示すれば下表のとおりとなります。

	最低額(現行案)[階層]		最高額(現行案)[階層]	
4歳以上児	1,300円	2,200円 [C1]	18,000円	20,300円 [D21]
3歳児	1,300円	2,200円 [C1]	22,600円	25,500円 [D21]
3歳未満児	1,900円	3,400円 [C1]	57,500円	65,000円 [D21]

なお、この徴収基準額によれば、保育料収入は年間約6千5百万円の増と見込まれ、国基準徴収金に対し約54.5%の徴収率となります。最低額については未だ月額延長保育料を下回ることとなりますが、他の階層との比較において妥当な額であると考えられます。

C階層の改定割合を高くしたことから、今までC1からD1階層までが対象となっていた付加基準は廃止し、保護者負担の軽減を図ります。

(案2)従来の考え方を基本としながら低階層における他自治体との乖離を縮小

(単位:円)

階層	3歳未満児				3歳児				4歳以上児			
	従来 の 考 え 方 A	Aの 1/2	Aの 1/3	現 行	従来 の 考 え 方 A	Aの 1/2	Aの 1/3	現 行	従来 の 考 え 方 A	Aの 1/2	Aの 1/3	現 行
A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C1	3,400	3,400	3,400	1,900	2,200	2,200	2,200	1,300	2,200	2,200	2,200	1,300
C2	4,200	4,200	4,200	2,400	3,400	3,400	3,400	2,000	3,400	3,400	3,400	2,000
C3	5,500	5,500	5,500	3,100	4,600	4,600	4,600	2,700	4,500	4,500	4,500	2,600
D1	8,500	7,600	7,300	6,700	7,100	6,300	6,100	5,600	7,100	6,300	6,000	5,600
D2	10,500	9,400	9,000	8,300	9,300	8,200	8,000	7,300	9,100	8,100	7,800	7,200
D3	11,900	10,600	10,200	9,400	11,800	10,500	10,100	9,300	11,600	10,400	9,900	9,200
D4	19,600	17,400	16,800	15,400	13,800	12,300	11,900	10,900	13,600	12,200	11,700	10,800
D5	24,300	21,600	20,800	19,100	16,100	14,400	13,800	12,700	15,900	14,200	13,600	12,600
D6	27,300	24,300	23,400	21,500	18,200	16,200	15,600	14,300	17,900	16,000	15,300	14,200
D7	30,000	26,700	25,700	23,600	20,100	17,900	17,200	15,800	19,800	17,700	17,000	15,700
D8	32,400	28,800	27,800	25,500	21,600	19,200	18,500	17,000	21,300	19,100	18,300	16,900
D9	34,900	31,100	30,000	27,500	23,100	20,600	19,800	18,200	22,700	20,300	19,400	18,000
D10	37,100	33,000	31,800	29,200	24,800	22,000	21,300	19,500	22,700	20,300	19,400	18,000
D11	39,400	35,000	33,800	31,000	26,300	23,400	22,600	20,700	22,700	20,300	19,400	18,000
D12	41,300	36,700	35,400	32,500	27,400	24,400	23,500	21,600	22,700	20,300	19,400	18,000
D13	43,400	38,600	37,300	34,200	28,700	25,500	24,600	22,600	22,700	20,300	19,400	18,000
D14	45,300	40,300	38,900	35,700	28,700	25,500	24,600	22,600	22,700	20,300	19,400	18,000
D15	47,200	42,000	40,500	37,200	28,700	25,500	24,600	22,600	22,700	20,300	19,400	18,000
D16	48,900	43,500	42,000	38,500	28,700	25,500	24,600	22,600	22,700	20,300	19,400	18,000
D17	50,800	45,200	43,600	40,000	28,700	25,500	24,600	22,600	22,700	20,300	19,400	18,000
D18	55,100	49,000	47,300	43,400	28,700	25,500	24,600	22,600	22,700	20,300	19,400	18,000
D19	62,100	55,300	53,300	48,900	28,700	25,500	24,600	22,600	22,700	20,300	19,400	18,000
D20	68,200	60,700	58,500	53,700	28,700	25,500	24,600	22,600	22,700	20,300	19,400	18,000
D21	73,000	65,000	62,700	57,500	28,700	25,500	24,600	22,600	22,700	20,300	19,400	18,000
平均	27.6%	13.7%	9.7%		27.7%	13.8%	9.9%		26.9%	13.8%	9.0%	

階層別人数については平成15年7月1日現在で算出

歳入見込額については収入率98%で算出

H15年度

国基準徴収額

1,099,461,140

現年度分歳入額

533,530,820

(48.5%)

(単位:円)

区 分	従来 の 考 え 方	2分 の 1	3分 の 1
月調定見込額	57,039,480	50,923,150	49,031,310
年間歳入見込額	670,784,285	598,856,244	576,608,206
対H15年度増加額	137,253,465	65,325,424	43,077,386
対国基準徴収額割合	61.0%	54.5%	52.4%
改定率	27.4%	13.8%	9.6%

(案3) 従来の考え方に給食費相当額負担の考え方を加味

前回の改定時においても、これまでの特別区の保護者負担の考え方が最も合理的であると報告されていることから、その考え方を引き続き採用しつつ、在宅子育て世帯との公平を期す観点から、保育サービスの中で食事など日常生活でも必要なものについては応益分として保護者負担とする考え方です。具体的には、給食食材費の実費相当分について一定の負担を求めめるものです。

保育料の算定

保育料を、給食食材費とそれ以外とに分けて算定します。

- (1) 改定指標は(案1)同様、4歳以上児 1.26倍、3歳児 1.27倍、3歳未満児 1.27倍を基本とします。

しかしながら、約27%の改定指標をそのまま保育料に反映し、保護者の理解を得るのは相当な困難が伴うと思われることから、保護者負担の激変緩和を図るため、上記の3分の1を改定指標とし、残りの部分は今後改定を実施していきます。すなわち、改定指標は4歳以上児 1.08倍、3歳児 1.09倍、3歳未満児 1.09倍となります。

- (2) 保育料算定基本額(P22参照)から給食食材費(区立保育園の園児一人当たり平均月額5,800円:平成15年度決算、資料18参照)を除いた額の割合を求め、これを(1)の改定指標により算出した各階層ごとの保育料に乘じ、給食食材費を除く額を算出します。

保育料算定基本額において給食食材費を除いた割合

$$4歳以上児 : (22,895円 - 5,800円) \div 22,895円 = 0.74$$

$$3歳児 : (28,859円 - 5,800円) \div 28,859円 = 0.79$$

$$3歳未満児 : (73,693円 - 5,800円) \div 73,693円 = 0.92$$

- (3) (2)で算出した額に、給食食材費の一定割合を加算し徴収基準額とします。この割合は、各階層別・年齢別の国徴収基準額(P25参照)が最高額に占める割合とします。

			(階層別保育料 ÷ 最高額)
3歳児・4歳以上児	C1 ~ C3	1,200円	(16,500円 ÷ 77,000円)
	D1 ~ D4	2,000円	(27,000円 ÷ 77,000円)
	D5 ~ D8	3,100円	(41,500円 ÷ 77,000円)
	D9 ~ D17	4,400円	(58,000円 ÷ 77,000円)
	D18 ~ D21	5,800円	(77,000円 ÷ 77,000円)

			(階層別保育料 ÷ 最高額)
3歳未満児	C 1 ~ C 3	1,400 円	(19,500 円 ÷ 80,000 円)
	D 1 ~ D 4	2,100 円	(30,000 円 ÷ 80,000 円)
	D 5 ~ D 8	3,200 円	(44,500 円 ÷ 80,000 円)
	D 9 ~ D 17	4,400 円	(61,000 円 ÷ 80,000 円)
	D 18 ~ D 21	5,800 円	(80,000 円 ÷ 80,000 円)

こうして算定される基準額によれば、保育料収入は年間約5千1百万円の増が見込まれ、国基準徴収金に対し約53.2%の徴収率となります。

結果的に低階層（特にC階層）に対する改定割合が高くなることから、今までC1からD1階層までが対象となっていた付加基準は廃止し、保護者負担の軽減を図ります。

(案3)従来の考え方に給食費相当額負担の考え方を加味

(単位:円)

階層	3歳未満児				3歳児				4歳以上児			
	従来の考え方 A	Aの 1/2 B	Aの 1/3 C	現行	従来の考え方 A	Aの 1/2 B	Aの 1/3 C	現行	従来の考え方 A	Aの 1/2 B	Aの 1/3 C	現行
A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C1	3,700	3,400	3,300	1,900	2,600	2,400	2,300	1,300	2,500	2,300	2,200	1,300
C2	4,300	3,900	3,800	2,400	3,200	3,000	2,900	2,000	3,100	2,900	2,800	2,000
C3	5,100	4,600	4,500	3,100	3,900	3,600	3,500	2,700	3,700	3,400	3,300	2,600
D1	10,000	9,100	8,800	6,700	7,700	7,000	6,800	5,600	7,300	6,700	6,500	5,600
D2	11,900	10,700	10,400	8,300	9,300	8,500	8,300	7,300	8,800	8,000	7,800	7,200
D3	13,200	11,900	11,500	9,400	11,300	10,300	10,000	9,300	10,600	9,700	9,400	9,200
D4	20,100	18,100	17,500	15,400	12,900	11,700	11,400	10,900	12,100	11,000	10,600	10,800
D5	25,600	23,100	22,400	19,100	15,800	14,400	14,000	12,700	14,900	13,600	13,200	12,600
D6	28,500	25,600	24,800	21,500	17,400	15,900	15,400	14,300	16,400	15,000	14,400	14,200
D7	30,900	27,700	26,900	23,600	18,900	17,200	16,700	15,800	17,700	16,200	15,600	15,700
D8	33,100	29,700	28,800	25,500	20,100	18,300	17,700	17,000	18,900	17,200	16,600	16,900
D9	36,600	33,000	32,000	27,500	22,600	20,600	20,100	18,200	21,200	19,500	18,800	18,000
D10	38,700	34,800	33,700	29,200	23,900	21,800	21,200	19,500	21,200	19,500	18,800	18,000
D11	40,800	36,600	35,500	31,000	25,100	22,900	22,200	20,700	21,200	19,500	18,800	18,000
D12	42,600	38,200	37,000	32,500	26,000	23,700	23,000	21,600	21,200	19,500	18,800	18,000
D13	44,500	40,000	38,700	34,200	27,000	24,600	23,900	22,600	21,200	19,500	18,800	18,000
D14	46,300	41,500	40,200	35,700	27,000	24,600	23,900	22,600	21,200	19,500	18,800	18,000
D15	48,000	43,100	41,700	37,200	27,000	24,600	23,900	22,600	21,200	19,500	18,800	18,000
D16	49,500	44,400	43,000	38,500	27,000	24,600	23,900	22,600	21,200	19,500	18,800	18,000
D17	51,300	46,000	44,500	40,000	27,000	24,600	23,900	22,600	21,200	19,500	18,800	18,000
D18	56,700	50,900	49,300	43,400	28,400	26,000	25,300	22,600	22,600	20,900	20,200	18,000
D19	63,100	56,600	54,800	48,900	28,400	26,000	25,300	22,600	22,600	20,900	20,200	18,000
D20	68,800	61,600	59,700	53,700	28,400	26,000	25,300	22,600	22,600	20,900	20,200	18,000
D21	73,100	65,600	63,500	57,500	28,400	26,000	25,300	22,600	22,600	20,900	20,200	18,000
平均	31.0%	17.6%	13.9%		22.8%	12.0%	8.9%		19.6%	9.9%	6.1%	

階層別人数については平成15年7月1日現在で算出

歳入見込額については収入率98%で算出

H15年度 国基準徴収額 1,099,461,140
現年度分歳入額 533,530,820 (48.5%)

(単位:円)

区 分	従来の考え方	2分の1	3分の1
月調定見込額	56,672,170	51,351,670	49,732,390
年間歳入見込額	666,464,719	603,895,639	584,852,906
対H15年度増加額	132,933,899	70,364,819	51,322,086
対国基準徴収額割合	60.6%	54.9%	53.2%
改定率	25.9%	14.2%	10.6%

(2) 結論

C階層は、他の階層と比較して収入に占める保育料の負担割合が低く、また、他の自治体との比較において、負担額が極めて低く抑えられていることから、今後負担割合を他の階層と同じレベルにしていかなければ、今回の改定において他階層よりも高い改定指標を適用するのはやむを得ないと判断されます。また、在宅の子育て世帯との公平を期す観点から

給食食材費相当分の負担の考え方を導入するとすれば、すべての階層より同額の負担を求めるべきと考えられなくもありません。

以上のことから、(案2)が妥当であると言えます。

しかしながら、平成8年と比較して16年の主要経済指標がマイナスとなっていること、また、16年度の税制改正により配偶者特別控除のうち控除対象配偶者に該当する場合に適用される控除が廃止される影響を受ける世帯の存在が見込まれるという事情に鑑み、改定割合をできるだけ低くし、保護者の家計に与える影響を最小限に抑えるべきであると考えられます。

従って、改定率を従来の考え方の2分の1から3分の1に下げ、保護者負担の軽減を図ります。

結果的にC階層の改定割合が高くなることから、今までC1からD1階層までが対象となっていた付加基準は廃止し、保護者負担を緩和します。

改定案は下表のとおりとなり、この基準額表によれば、保育料収入は年間約4千3百万円の増が見込まれ、国基準徴収金に対し約52.4%の徴収率となります。

(単位:円)

階層	3歳未満児			3歳児			4歳以上児		
	改定案	現行	差	改定案	現行	差	改定案	現行	差
A	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C1	3,400	1,900	1,500	2,200	1,300	900	2,200	1,300	900
C2	4,200	2,400	1,800	3,400	2,000	1,400	3,400	2,000	1,400
C3	5,500	3,100	2,400	4,600	2,700	1,900	4,500	2,600	1,900
D1	7,300	6,700	600	6,100	5,600	500	6,000	5,600	400
D2	9,000	8,300	700	8,000	7,300	700	7,800	7,200	600
D3	10,200	9,400	800	10,100	9,300	800	9,900	9,200	700
D4	16,800	15,400	1,400	11,900	10,900	1,000	11,700	10,800	900
D5	20,800	19,100	1,700	13,800	12,700	1,100	13,600	12,600	1,000
D6	23,400	21,500	1,900	15,600	14,300	1,300	15,300	14,200	1,100
D7	25,700	23,600	2,100	17,200	15,800	1,400	17,000	15,700	1,300
D8	27,800	25,500	2,300	18,500	17,000	1,500	18,300	16,900	1,400
D9	30,000	27,500	2,500	19,800	18,200	1,600	19,400	18,000	1,400
D10	31,800	29,200	2,600	21,300	19,500	1,800	19,400	18,000	1,400
D11	33,800	31,000	2,800	22,600	20,700	1,900	19,400	18,000	1,400
D12	35,400	32,500	2,900	23,500	21,600	1,900	19,400	18,000	1,400
D13	37,300	34,200	3,100	24,600	22,600	2,000	19,400	18,000	1,400
D14	38,900	35,700	3,200	24,600	22,600	2,000	19,400	18,000	1,400
D15	40,500	37,200	3,300	24,600	22,600	2,000	19,400	18,000	1,400
D16	42,000	38,500	3,500	24,600	22,600	2,000	19,400	18,000	1,400
D17	43,600	40,000	3,600	24,600	22,600	2,000	19,400	18,000	1,400
D18	47,300	43,400	3,900	24,600	22,600	2,000	19,400	18,000	1,400
D19	53,300	48,900	4,400	24,600	22,600	2,000	19,400	18,000	1,400
D20	58,500	53,700	4,800	24,600	22,600	2,000	19,400	18,000	1,400
D21	62,700	57,500	5,200	24,600	22,600	2,000	19,400	18,000	1,400

13 今後の課題

今回の検討においては、社会経済事情に鑑み、特に保護者負担が過重にならないよう苦心しつつ、現時点で考えられる、あるべき姿を探ってきたため、保育料のあり方の根本にかかわる部分については結論に至らなかったところもあります。

子育て支援ニーズが多様化するなかで、受益者負担の見地から、保育料については国徴収基準額を基本とし、保護者の負担割合を政令指定都市平均程度まで近づけていくのが求められる姿であると考えられます。そのために、今後は定期的に見直しを行い、国基準の支弁額を考慮しつつ適正な負担に向けて改定を進めていく必要があります。

今後検討が必要な課題として以下のようなものが挙げられます。

多子減額制度

世帯の階層区分

0歳児区分の創設

B階層（区民税非課税世帯）からの保育料の徴収